

## 教科書調査官について

〔根拠法令等〕

○文部科学省組織規則（平成13年文部科学省令第1号）

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第22条 初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十六人及び視学官十二人を置く。

（略）

3 教科書調査官は、命を受けて、検定申請のあった教科用図書の調査に当たる。

4 教科書調査官のうち文部科学大臣が指名する者十三人を、担当する教科を定めて主任教科書調査官とし、主任教科書調査官は、命を受けて、その担当する教科について、教科書調査官の職務の連絡調整に当たる。

5 教科書調査官の職務については、教科書課長が総括する。

（略）

○教科用図書検定審査要項（令和2年9月17日一部改正）

第1 申請図書の審査（教科用図書検定規則（以下「規則」という。）第7条関係）

### 1 調査の方法

（1）申請図書の調査は教科書調査官が行う。ただし、当該図書に関し、専門の事項を調査させるため専門委員が置かれている場合には、教科書調査官に加え専門委員が調査を行う。

（2）教科書調査官は、自らの調査の結果に基づき、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）の審査に必要な資料を作成する。ただし、（1）ただし書きの場合には、教科書調査官は、専門委員の調査を参考として、審議会の審査に必要な資料を作成するものとする。

### 2 審査の方法

教科書調査官は、3の合格又は不合格の判定方法に基づき判定案を作成し審議会に提出する。ただし、必要な修正が行われた後に合格又は不合格の判定を行うことが適当と認められる申請図書については、教科用図書検定基準に照らして教科用図書として不適切な箇所（以下「検定意見相当箇所」という。）について調査意見書を作成し、検定意見書の案として審議会に提出する。

なお、不合格の判定案を審議会に提出する場合は、検定審査不合格理由書の案を併せて提出する。

第2 不合格となるべき理由に対する反論書の審査（規則第8条関係）

教科書調査官は、不合格となるべき理由に対する反論書の調査を行い反論の認否の判定案及び第1の2の合格又は不合格の判定案等の必要な資料を作成し、審議会に提出する。

### 第 3 検定意見に対する意見申立書の審査（規則第 9 条関係）

（1）教科書調査官は、検定意見に対する意見申立書の調査を行い、申し立てられた意見の認否の判定案を作成し、審議会に提出する。

### 第 4 修正表により修正が行われた申請図書審査（規則第 10 条関係）

（1）教科書調査官は、修正表の調査を行い、（2）の判定方法に基づき合格又は不合格の判定案を作成し、修正表とともに審議会に提出する。

### 第 5 検定済図書の訂正（規則第 14 条関係）

（1）客観的事項の変更等に伴い学習を進める上に重大な支障となる記載や専門的な事項で重要な判断を要する記載等の訂正の承認を行おうとする場合、教科書調査官は、必要な資料を作成し、審議会に提出する。

（2）規則第 14 条第 4 項の規定に基づき文部科学大臣が発行者に対し訂正の申請の勧告をした場合は、その結果を審議会に報告する。なお、文部科学大臣は訂正の申請の勧告を行おうとする場合、必要に応じ資料を作成し、審議会に提出する。当該資料は教科書調査官が作成する。